

東日本大震災に係る学術調査検討委員会

運営要綱

〔平成 23 年 9 月 1 日〕
第 133 回 幹事会 決定

(設置)

第 1 東日本大震災に係る学術調査検討委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、東日本大震災における学術調査の動向、内容等について把握し、その結果について、必要な審議を行う。

(組織)

第 3 委員会は、会長の指名する副会長、会員及び連携会員若干名をもって組織する。

(庶務)

第 4 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 5 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。